平成２１年（フ）第２０３号
茨城県日立市城南町５丁目３番１―304号
債務者　黒羽　　昇
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２１年（フ）第２０８号
茨城県日立市東町２丁目20番14号、前住所茨城県日立市東町２丁目20番12号
債務者　佐藤　三恵
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２１年（フ）第１９６号
茨城県稲敷市江戸崎甲1329番地１、前住所茨城県稲敷郡美浦村大字土屋1983番地262
債務者　鈴木　康幸
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２１年（フ）第１９７号
茨城県取手市本郷３丁目13番45号
債務者　小宮　由裕
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２１年（フ）第２０２号
茨城県龍ケ崎市城ノ内１丁目２番地９
債務者　栗山　照章
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２１年（フ）第６５号
千葉県館山市高井951番地の７
債務者　鈴木香保子
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成２１年（フ）第１１６６号
大阪府泉南市信達大苗代62番地泉南一丘団地27棟306号、前住所大阪府泉南市信達大苗代62番地泉南一丘団地40棟101号
債務者　小林眞里子
1　決定年月日時　平成21年12月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第２７６号
徳島県吉野川市山川町宮島166番地１
債務者　西岡　弘美
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１２２号
福岡県豊前市大字鳥越651番地
債務者　清原　秀行
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２１年（フ）第７６６号
大分県別府市幸町９番19号
債務者　谷脇　國作
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第７６７号
大分県杵築市大田波多方5069番地、申立時の住所大分市西鶴崎３丁目４番22号大鶴ビル201
債務者　中山田裕人
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第７８３号
大分市舞鶴町２丁目１番７号グリーンハイツまいづる103
債務者　首藤美緒里
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第７８８号
大分県別府市大字鶴見439番地の３
債務者　小代　基治
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第２０号
沖縄県宮古島市城辺字下里添341番地
債務者　仲間　清美
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで
那覇地方裁判所平良支部

平成２１年（フ）第２３号
沖縄県宮古島市城辺字西里添1031番地　西城団地７棟103
債務者　眞榮平智香
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで
那覇地方裁判所平良支部

平成２１年（フ）第１３６号
宮城県角田市角田字南115番地４
債務者　八木澤誠子
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月25日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２１年（フ）第２５８号
宮城県大崎市古川北稲葉１丁目９番１号　ピア壱番館101号
債務者　鈴木　彰子（旧姓荒井）
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月25日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係